



学生向けガイド

研究と知的財産について



01 研究とは



卒業研究を行うため研究室に配属されてから、皆さんは本格的に研究に取り組むことになります。ここでは、プログラムの開発を伴う研究の場合について説明します。分野により少し異なりますが、概ね次の手順で進めることになります。

①対象分野に関して既存の研究を調査し、
実現できている点と問題となっている点を明らかにする。

②それらの問題点を解決するために、新しい手法を開発したり、
既存の手法の改善方法を検討したりする。

③新たに開発あるいは改善した手法の実用性を確認するために
試作システムを作成し評価する。

④研究の成果を論文にまとめる。

このように研究とは、これまでの研究成果をもとに開発され、新たに得られた成果は、自分自身あるいは他の人の研究により更に発展され、場合によっては実用化されることになります。



知的財産とは

02

研究の成果として、次のような様々な知的財産が創出されます。

①研究をまとめた論文

②研究を進める中で開発されたプログラム及びデータベース

③そのプログラムに付随するドキュメント

④研究の中で生まれた優れたアイデア

⑤その他(実用新案、意匠、商標、回路配置、植物新品種、ノウハウ等)

これらの中で、①②③は著作物です。本学では②と③を合わせてプログラム等著作物と呼び、開発者の権利や利活用等について定めています。④の中で特に優れた物は特許に出願することができます。

03

知的財産の活用



研究成果は、研究室に引き継がれるのはもちろんですが、良い成果の場合は広く公開し知的財産として活用をはかることが望ましいものです。主な利活用方法として以下のものが挙げられます。

- ① 研究内容を学術雑誌、国際会議、国内の研究会等に発表する。
- ② 特許に出願し、実施権を他者にライセンスする。
- ③ プログラムを他者にライセンスする。
- ④ 研究成果をシーズとして共同研究を行う。

研究成果を発表することは、最も広く行われており、研究者の実績として高く評価されます。特に引用される件数が多い論文は優れていると判断されます。このように発表された内容は他者も含めて広く活用されることになります。しかし、発表しただけでは研究者自身や研究室が権利を保持することはできません。そこで、権利化するためには発明やプログラム等著作物として学内に届け出をすることが重要です。このように必要な手続きをとった上で論文として公表したり、他者にライセンスしたり、共同研究を行ったりすることが望まれます。

04
本学における
知的財産の取り扱い

本学では、優れた研究から特許に値する成果が発生した場合は、学内審査の上大学が出願を行う制度があります。出願等を大学が行い、利益が得られた場合は発明者にも分配します。これは発明者に学生が含まれている場合も含みます。

論文等の著作物は、記述した段階で自動的に著作権が発生し、特に手続きは必要ありません。プログラムも著作物ですが、論文等と異なり継続的に保守したり、利用する環境に応じてカスタマイズしたりする必要があります。また、プログラムを研究室で利活用する場合は多くの人により改良されることになります。特に、他者にライセンスしたり、共同研究を行ったりするときには著作権者を明確にしておく必要があります。そこで、本学では開発した個人の著作となる場合と法人（大学）の著作となる場合を整理し、開発されたプログラムを届け出て頂くことにしています。届け出られたプログラムがライセンスされて利益が得られた場合は、特許と同様に開発者にも配分します。

05 プログラム等 著作権に関する 手続き



5.1 プログラム等著作物

プログラムとは「電子計算機を機能させて一の結果をえることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」をいいます。(著作権法第2条第1項第10の2)

データベースとは「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」をいいます。(著作権法第2条第1項第10の3)

ここでは、プログラム等著作物(以下、プログラム等という。)とは、プログラム、データベースおよび、これらに付随するマニュアル、設計書、定義集等の利用に必要な資料をいいます。

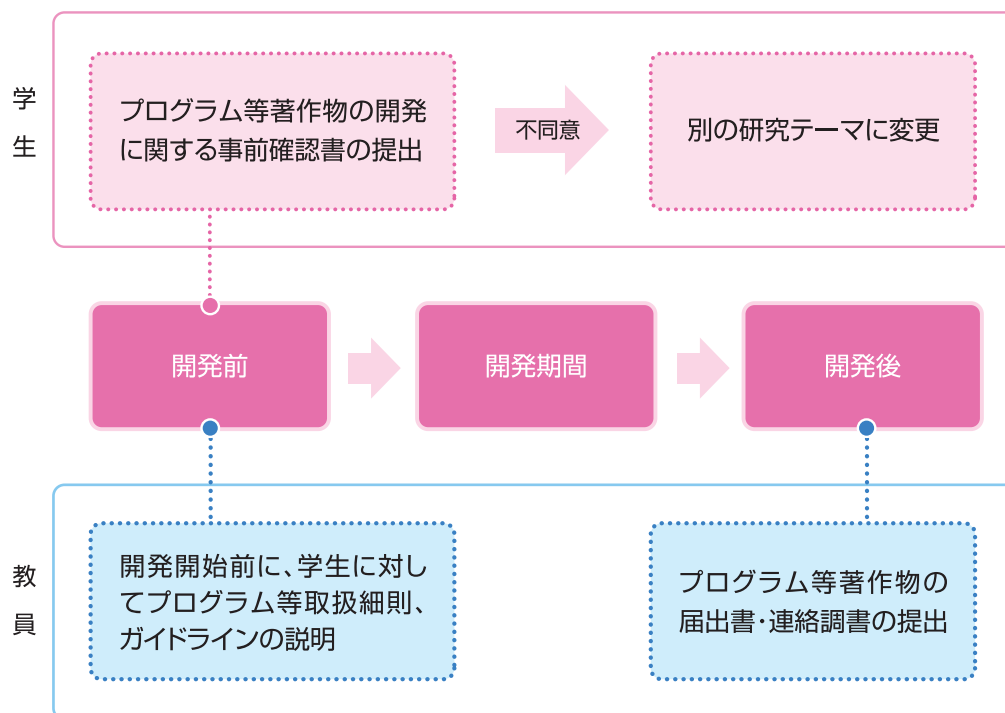
5.2 個人著作・法人著作に必要な手続き

本学では学生が技術補佐員等として業務で作成したプログラム等を①学生業務プログラム等、共同研究等に関わる研究テーマにおいて作成したプログラム等を②学生特別経費プログラム等、それ以外の通常の研究の中で作成されたプログラム等を③個人著作プログラム等と呼びます。①②については法人著作となり、プログラム作成後に指導した職員等がプログラム等著作物の届け出を行います。③については、プログラム等を開発した研究室等でその研究を継続できるように指導した職員等がプログラム等著作物の届け出を行い、個人著作プログラムを大学に譲渡することに同意をお願いしています。なお、同意頂けない場合は、別の研究テーマに取り組むことができます。

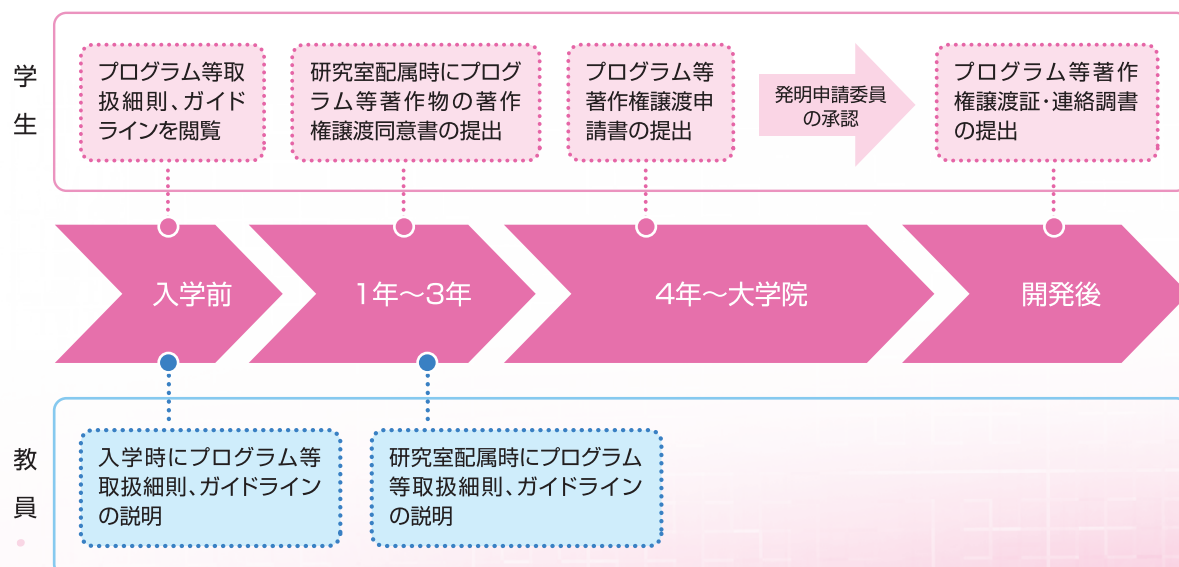


個人著作・法人著作に必要な手続き

▶ 学生等業務プログラム等、学生等特別経費プログラム等の手続き



▶ 研究室で開発した学生の個人著作プログラムを学生の卒業後も研究室で継続して利用し続けるための手続き





〈問い合わせ先〉

九州工業大学
産学連携推進センター
(ソフトウェア著作権担当)

〒804-8550 福岡県北九州市戸畑区仙水町1番1号

Tel.093-884-3485 Fax.093-881-6207

E-mail: chizai@jimu.kyutech.ac.jp

<http://www.ccr.kyutech.ac.jp/software/index.html>

初版:2012年12月